日本学生支援機構貸与奨学金

「奨学金継続願」の提出について

日本学生支援機構奨学生は各学部・研究科等（専攻）の事務室を通じて，貸与額通知書等が入った封筒を受け取り，下記入力期間内に「奨学金継続願」を提出（インターネット入力）してください。

提出を忘れた場合，奨学金の貸与は廃止されます。また，提出内容，学業成績により，奨学金の貸与が停止，廃止又は減額となることがあります。

対 象 者 ： **下記を除く日本学生支援機構貸与奨学生全員**

・平成31年3月までに貸与が終了する者（平成31年3月満期者含む）

・休止・停止中の者

・平成30年11月以降に初回振込の採用者（平成30年度秋季入学者等）

・緊急採用者

入力期間 ： 平成30年12月14日（金）～平成31年1月31日（木）

※ 平成30年12月29日（土）～平成31年1月3日（木）は入力できません。

注意事項 ：

１．「D-奨学金振込みの継続の確認」の質問で「奨学金の継続を希望しません」を選択した場合，3月までの貸与（4月以降振込なし）で辞退となります。**入力後の変更はできません。**

(1) 下記の場合は，**「奨学金を希望します」で入力**のうえ，後日異動願（退学，休止，辞退）の提出又は停止の措置を受けてください。

　　　① 休学，留年，留学等により今後，奨学金が休止・停止となる場合

② 予定（退学，辞退等）が決まっていない，辞退するか迷っている場合

※ 入力後，辞退へは変更できますが，継続に変更することはできません。

(2) 大学院第一種奨学生で上記「継続を希望しません」を選択した場合，特に優れた業績による返還免除は平成30年度（平成30年12月下旬から掲示予定）申請対象者となり，次年度以降の申請はできません。

(3) 学振特別研究員採用内定者で，本通知を受け取った方は，下記HPを参照のうえ，辞退の異動願を提出してください。継続願の提出は不要です。

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02\_01\_08.html

２．「H-経済状況」の「あなたの2017年12月から2018年11月の収入と支出の差額」が30万円以上ある場合，4月以降に本部奨学チームの担当者が面談のうえ，奨学金の減額（または辞退）を求めることがありますので，入力前に確認のうえ，慎重に行ってください。

３．併用貸与者は，一種と二種それぞれについて入力してください。

問い合わせ先：

〒113-8654　東京都文京区本郷７－３－１

東京大学本部奨学厚生課奨学チーム（本郷キャンパス学生支援センター地下1階）　9：00～17：00

E-mail：syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp　　TEL：03-5841-2520